

栃木県公安委員会告示第25号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、栃木県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次の通り実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

令和6年5月24日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

1 検定合格者審査の種別及び級、実施期日、実施場所等

(1) 検定合格者審査の種別及び級

ア	空港保安警備業務	1級及び2級
イ	常駐警備業務	1級及び2級
ウ	交通誘導警備業務	1級及び2級
エ	核燃料物質等運搬警備業務	1級及び2級
オ	貴重品運搬警備業務	1級及び2級

(2) 実施日時

令和6年7月22日（月）午前10時00分から

(3) 実施場所

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県警察本部2階第2会議室

2 受検定員

合計10名（但し、同時に2以上の種別、級に係る検定合格者審査の受検は不可。）

3 審査対象者

(1) 上記1に掲げる警備業務種別及び級に係る栃木県公安委員会交付の検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）の規定による検定（以下「旧検定」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者

(2) 上記1に掲げる警備業の種別及び級に係る栃木県公安委員会以外が交付した旧合格証を有する者で、栃木県内に住所地がある者又は栃木県内の営業所に所属する警備員

4 審査の方法及び内容

(1) 審査方法

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験により判定し、いずれの基準も満たした者に対して、成績証明書を交付する。

なお、始めに学科試験を実施し、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(2) 審査の内容

区分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務の実施に関すること。 ○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

5 審査申請の手続き

(1) 審査申請書の受付期間

令和6年7月3日(水)及び7月4日(木)の2日間
各日とも午前9時00分から午後4時00分までの間
(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く)

(2) 審査申請に必要な書類等

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 写真 1葉

但し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

(イ) 旧検定規則に基づく合格証(以下「旧合格証」という。)の写し。

(ウ) 栃木県公安委員会以外の公安委員会から交付された旧合格証を保有する者については、次に掲げる区分に応じた書面

- ・ 栃木県内に住所地を有する者
住所地を疎明する書面(運転免許証の写し等)。
- ・ 栃木県内の営業所に所属する者
栃木県内の営業所に属することを疎明する書面。

(3) 審査申請書の提出先

検定合格者審査を受けようとする者は、前記(2)の書類を次のいずれかの栃木県内の警察署生活安全課に提出すること。

ア 栃木県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア) 旧合格証の交付を行った警察署

(イ) 住所地(栃木県内)を管轄する警察署

(ウ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地(栃木県内)を管轄する警察署

イ 栃木県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、栃木県内に住所地又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

(ア) 住所地(栃木県内)を管轄する警察署

(イ) 営業所の所在地(栃木県内)を管轄する警察署

なお、審査申請の受付は先着順とし、受検定員(全種別、級を問わず合計10名)に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。

また、電話による予約や、代理人・郵送による審査申請書の提出は認めない。

6 受検手数料及び納付方法

審査申請書提出時に、提出先警察署の生活安全課担当窓口において、4,700円に相当する額の栃木県収入証紙により納付する。なお、既納の手数料はいかなる理由があろうとも返納しない。

7 その他

(1) 受検に際しては、筆記具(鉛筆、シャープペン、消しゴム等)を持参すること。

(2) 受検申込み後、受検者の都合により当該審査を欠席する場合には、必ず事前に栃木県警察本部生活安全課生活環境課まで連絡すること。

(3) 問い合わせ先

受検に関する問い合わせは、平日の午前9時00分から午後5時15分までの間(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間は除く)に、栃木県警察本部生活安全課生活環境課(電話028-621-0110)に対して行うこと。